公益財団法人東京都農林水産振興財団
魅せる木の都市推進プロジェクト事業実施要綱

令和８年 10 月１日付８農振財森第 880 号

（趣旨）

第１　多摩地域はもとより日本各地の森林では、戦後に植栽されたスギやヒノキの人工林が利用期を迎えており、森林の循環利用の推進が重要となっている。

加えて、脱炭素社会実現のためには、多摩産材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）の利用拡大が不可欠である。

このため、大消費地である東京において木材利用を一層促進するとともに、多摩産材等の認知度向上と木の良さや利用意義の普及を図り、都民の木材利用意識を高めていく必要がある。本事業は、一般の利用に供される民間施設（以下「民間施設」という。）の内装や外壁・外構等への多摩産材等利用を支援することにより、都民の木材利用の意識向上を図るとともに、多摩産材等の更なる利用拡大を目的とする。

（支援の対象者）

第２　支援の対象者は、都内に所在する民間施設を運営する者とする。

（支援の対象事業）

第３　支援の対象となる事業は、民間施設において、多摩産材等を活用した以下の事業とする。

なお、支援対象物は都民などの目に触れることができるものとする。

（１）壁、床、天井等の内装木質化

（２）外壁・外構の木質化

（３）木製什器の設置

（４）（１）から（３）まで以外での多摩産材等の効果的な活用

（事業の内容）

第４　事業の実施に当たって、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、東京都からの出えん金を財源として、第２に規定する者が第３に規定する事業を実施する場合に、多摩産材等の活用に係る工事費等の一部を補助する。

（推進支援体制等）

第５　財団は、地域の実情に応じた円滑かつ適正な事業推進を図るため、東京都と連

携し事業推進に努めるものとする。

（その他）

第６　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。